

**令和            年度（令和    年分）    市民税・県民税  
特定配当等・特定株式等譲渡所得金額課税方式選択申告書**

令和    年    月    日

阿久根市長 殿

申告者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年    月    日  
電話番号 \_\_\_\_\_

市民税・県民税の特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額に対する課税について、所得税とは異なる課税方式を次のとおり選択します。

①確定申告した（予定含む）上場株式等の所得 ※損益通算前			市民税・県民税の特別徴収税額
上場株式等の 配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※該当する番号に○を付けてください。

- 1 上記①確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、市民税・県民税では申告しません。
- 2 上記①確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、市民税・県民税では下記②市民税・県民税における上場株式等の所得とします。

②市民税・県民税における上場株式等の所得			市民税・県民税の特別徴収税額
上場株式等の 配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

《備考》

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と市民税・県民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。

《注意》

- ・上記の表の市民税・県民税の源泉徴収税額の記載誤り等により、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で市民税・県民税を課税することがあります。
- ・この申告書は、特定配当等・特定株式等譲渡所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の納税通知書が送達される時まで提出してください。